

一般社団法人室蘭身体障害者福祉協会定款改訂事務局原案

第1章 総則

第1条 名称

この法人は、一般社団法人室蘭身体障害者福祉協会と称する。

第2条 事務所

この法人は、主たる事務所を北海道室蘭市に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 目的

この法人は、障害のある人もかけがえのない個人として尊重され、安心して暮らせる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

第4条 事業

この法人は、前条の目的を達成するため、室蘭市において次の事業を行う。

- (1) 障害者の福祉に関する調査・研究及び情報の提供・提言
- (2) 障害者の福祉に関する研修事業
- (3) 障害者の移動支援及び相談活動
- (4) 障害者の社会参加や雇用の促進
- (5) 障害者の文化・スポーツ活動の振興
- (6) 障害福祉団体との連携
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づく障害福祉サービス事業及び地域活動支援事業の受託
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第5条 法人の構成員

1 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 室蘭市及びその周辺に在住する身体障害者手帳保持者であって、この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 協力会員 この法人の目的に賛同して、この法人の事業に協力するために入会した個人
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (4) 名誉会員 この法人に功労のあった個人、又は、学識経験者であって、総会において推薦されたもの

2 前項の会員のうち正会員及び協力会員（以下「正会員等」という。）をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

第6条 会員の資格の取得

この法人の会員（名誉会員を除く。）になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

第7条 会費

この法人の会員（名誉会員を除く）は、総会の定めるところにより会費を納入する。

第8条 任意退会

会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第9条 除名

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第10条 会員資格の喪失

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) すべての正会員等が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

第11条 構成

- 1 総会は、すべての正会員と協力会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

第12条 権限

総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事に対する報酬等の額及び支給の基準
- (4) 事業計画、事業報告、収支計算書、貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第13条 開催

総会は、定時総会として、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

第14条 招集

- 1 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
- 2 すべての正会員等の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員等は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

第15条 議長

総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

第16条 議決権

総会における議決権は、正会員と協力会員1人につき1つとする。

第17条 決議

- 1 総会の決議は、すべての正会員等の議決権の過半数を有する正会員等が出席し、出席した当該正会員等の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、すべての正会員等の半数以上であって、すべての正会員等の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

第18条 議事録

- 1 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

第19条 役員の設置

- 1 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 6人以上10人以内
 - (2) 監事 2人以内
- 2 理事のうち、1人を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち1人を業務執行理事とする。

第20条 役員の選任

- 1 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

第21条 親族等の制限

- 1 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する親族等をいう。以下本条において同じ。）の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 2 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

第22条 理事の職務及び権限

- 1 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第23条 監事の職務及び権限

- 1 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第24条 役員の任期

- 1 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第25条 役員解任

理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

第26条 役員報酬等

- 1 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲以内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第27条 相談役

- 1 この法人に、任意の機関として2人以下の相談役を置くことができる。
- 2 相談役は、次の職務を行う。
 - (1) 代表理事の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 相談役の報酬は、無償とする。

第6章 理事会

第28条 構成

- 1 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第29条 権限

理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

第30条 招集

- 1 理事会は、代表理事が招集する。
- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

第31条 決議

- 1 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第32条 議事録

- 1 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 事務局

第33条 事務局

- 1 この法人の業務執行にあたって事務局を置く。
- 2 事務局は、事務局長と事務局次長、並びに事務局員で構成する。
- 3 業務執行理事はこの法人の事務局長となり、事務局次長と共に、この法人と雇用関係を結ぶ職員が兼ねる。
- 4 事務局員は、この法人と雇用関係を結ぶ職員が兼ねる。

第8章 会計

第34条 事業年度

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第35条 事業計画及び収支予算

- 1 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

第36条 事業報告及び決算

- 1 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 収支計算書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表・正味財産増減計算書の内訳書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第2号、第3号、第4号については、定時総会に提出し、第1号についてはその内容を報告し、第5号については理事会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に10年間備え置くとともに、定款の最新版（永年保存）及び社員名簿（正会員等名簿）を主たる事務所に10年間備え置くものとする。

第37条 剰余金

この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

第38条 定款の変更

この定款は、総会の決議によって変更することができる。

第39条 解散

この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第40条 残余財産の帰属

この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

第41条 公告の方法

この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日、平成24年4月1日から施行する。
2. この法人の最初の代表理事は政田一美、業務執行理事は齋藤修平とする。
3. 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
4. この定款は、平成25年5月26日から施行する。ただし、第4条第7号の変更規定については、平成25年4月1日から適用する。
5. この定款は、令和5年 月 日 一部改正する。ただし、変更規定については、令和5年4月1日から適用する。